

議事を円滑に進行するための検討資料

1. 認識としては、まず3つあると思っています。都市計画決定した東京都の認識として一般街路というものは別のものであると、位置づけとして別路線として、ただ、機能として、外環という自専道部分、自動車専用道部分を収納する空間としても一体としてですね、計画されたものだとしてあるかもしれないけど、別のものであるという認識をしている。これは東京都の認識です。

平成25年5月8日 第7回杉並区における地上部街路にかんする話し合いの会議事録 P18 9段目 都B：発言内容で 別もの という抽象的の代名詞を言われたので 別もの を具体的に明示することを要求する。

2. 外環ノ2 都市計画決定に関する図書一式の開示請求に対し、都は 都が現在所有している計画図なら開示する と請求内容をすり替えた。最近ではすでに回答済みと惚けている。また スクリーンに映させていただきまして 配布が出来ませんが こういう形で資料がございますというご紹介もさせていただきました。平成25年7月16日 外環ノ2の都市計画決定にかんする図書一式の縦覧手続を都で実施して その結果 対象区域とされる計画図は無い、起点 終点の場所を明記した書類は有る。担当者に探すように要求したら もう無理です。有るのは 起点 終点の場所を明記した書類だけです。都が今まで公表した計画図は？ 開示請求の担当者としては 分かりません。

3. 外環本線地下化の最大の理由は 事業用地確保について地権者の協力が得られないとの意見に 国交省Bは おっしゃるとおりですね と賛同し議論を深めようとしたら 司会がそろそろまとめてください。都Aが 国交省が次回お答えするというので、司会が それではこの話はやめましょう (P12~16)
高規格で公共性が強い都市計画道路の事業用地が確保できずに 低規格の都市計画道路をつくるのであれば 事業の執行が確実にできないと判断される。なぜこれを事業認可したのか理由を？ この核心を突く最大の基本問題に対し 国が未回答の時 都A、Bが代弁して さらに司会がもうこの話はこれで多分終わりだと思いますとして打ち切った。

中島 滋